

## 呉市立豊小学校生徒指導規程

### 【第1章】 総則

（目的）

**第1条** この規程は、本校の教育目標「夢いっぱい 感動いっぱい 笑顔いっぱい」を達成するためのものであり、児童が自主的・自立的に充実した学校生活を送る上で必要な事項を定めるものである。

**第2条** ここでいう決まりとは「社会ルール」や「豊っ子の約束」をはじめとして、学校生活全般に関する規律について必ず守っていくものである。

### 【第2章】 学校生活に関すること

（授業規律）

**第1条** 意欲的な学習につなげるために次のことを心がける。

- (1) 授業の始業前に席についておく。
- (2) 休憩時間には、授業の準備や用事を済ませる。
- (3) 始業、終業のあいさつは姿勢を正してきちんとする。
- (4) 授業中、発言する時は挙手を行い、指名を受けたら返事をして立って発表する。

（学校生活）

**第2条** 社会の一員としてふさわしい行動を身につけるよう心がける。

- (1) 時間を守って行動し、次の活動への意識を事前にもっておく。
- (2) 「おはようございます」「さようなら」「ありがとうございます」「失礼します」等気持ちのよい挨拶をする。「はい」「いいえ」「・・・です」などはっきり最後まで話し、敬語を正しく使う。
- (3) 校舎内外の美化に努める。
- (4) 公共物を傷つけたり、破損したりしないようにする。もし、破損したら先生に届ける。  
（原則として弁償してもらう。）
- (5) 土曜日、日曜日、祝日、休暇中に校舎・校具を使用したい場合は、学校長の許可を得る。

（登下校）

**第3条** 事故の無いように安全に注意し登下校を行う。

- (1) 7時30分～8時00分に登校する。（8時10分始業。）  
8時10分以降に来た場合、遅刻とする。
- (2) 登下校には安全な通学路を通る。
- (3) 遅刻しないよう、余裕を持って家を出る。
- (4) 下校時刻は、帰りの会終了後とし、速やかに下校する。
- (5) 登校後は校外に出ない。

- (6) 下校後は速やかに安全に帰宅する。
- (7) 登下校中の買い食いは禁止する。(休業中も同様である。)
- (8) 自転車の登下校は禁止する。
- (9) 沖友・御手洗・大長・大浜・内浦・小野浦・山崎の児童はバス等を利用して通学をする。
  - ① 定期があることを確認して時間を確認し、5分前にはバス停に着いておく。
  - ② 車内では、すぐに座り、走行中は席を立ない。乗車マナーをしっかりと守る。
  - ③ 車内では、飲食をしない。
  - ④ 運転手の方に、気持ちのよい挨拶をする。
  - ⑤ 降車時には運転手の方に定期を見せ、道路を横断する時には、車の通行に注意する。
  - ⑥ 横断歩道を渡る時には、自動車を止めてくれた人に感謝の気持ちをこめて礼をする。

(服装)

**第4条** 清潔で、場に合い、安全を考えた服装をする。(いずれもきちんと名前を書く。)

- (1) 名札は年間を通して付ける。華美にならないように、活動に即し季節に合った服装をする。(安全面からフード付の服装は、さける。)できる限り薄着を奨励する。
- (2) 靴は、あまり華美でない、動きやすいものとする。
- (3) 防寒具
  - ① 登下校時の防寒着の着用は可とする。(着衣の簡単なもの。)
  - ② 手袋、マフラー、ネックウォーマー、コート類等の着用は可とするが、校舎内では使用しない。(寒さに過敏である場合、事前に申し出て許可を得ること。)耳当ては不可とする。
  - ③ カイロは、保護者や医師の判断で必要と認められるときに使用する。
- (4) 体操服の上は白、下は紺のハーフパンツを基本とする。
- (5) 上履きは、スクールシューズを基本とする。
- (6) 水着はスクール水着とする。
- (7) スクールシューズは、体育館シューズを兼ねる。
- (8) カバンは、ランドセルとする。体操服など荷物が多い場合は、補助用のものを用意しても良い。

(髪型)

**第5条** 清潔で小学生らしい髪型とする。

- (1) 髪が目にかかるときはピンで留める。シュシュや髪飾り(飾りのついたゴム)は禁止する。
- (2) 髪が肩にかかる児童は結ぶ。
- (3) 髪留めやゴムは、安全で華美にならないものとする。
- (4) パーマ、そり込み、染色・脱色等は、禁止する。

(化粧・装飾・装身具)

**第6条** 次のことを禁止する。

- (1) ピアス，ネックレス，ブレスレット等の装身具
  - (2) 口紅，マニキュア等の爪への装飾
  - (3) 眉毛の加工（細くしないなど），そり落とし等
  - (4) ランドセルや筆箱には，キーホルダーやお守りはつけない。（防犯グッズはよい）
  - (5) 違反があった場合，児童本人に指導後，保護者に連絡し指導を行う。
- （校外生活）

**第7条** 校外では，次のことを守る。

- (1) 用事がないのに，お店には行かない。
  - (2) 外出するときは，必ず保護者に行動予定を知らせる。
  - (3) 帰宅時刻は原則5時までとする。冬季（11月～2月）は4時30分とする。
  - (4) 遊技場（カラオケ，ゲームセンター等）の出入りは保護者同伴とする。
  - (5) タブレットは，タブレットの決まりに基づいて使用する。
- （持ち物）

**第8条** 筆記用具は次のことに注意する。

- (1) 学校に必要なものを持って来ない。
- (2) 携帯電話，ゲーム，貴重品やお金等は持って来ない。基本的に学校生活へ不要なものは，持って来ない。（不要物は担任の先生等が預かる。）
- (3) タブレット等学校からの貸し出し品については，破損・紛失しないように大切に扱う。破損又は紛失した場合にはその弁償及び修理に係る費用を保護者が負担する。
- (4) 鉛筆（2B）5本程度，赤鉛筆1本を用意する。
- (5) 消しゴムは，学習の妨げにならないよく消えるものにする。
- (6) 筆箱は，シンプルなものにする。（缶ペンは禁止）
- (7) 下敷きは，なるべく無地のものにする。

※ 持ち物には，名前を書く。

**【第3章】 特別な指導に関すること。**

（問題行動への特別な指導）

**第1条** 次の問題行動を起こした児童で，教育上必要と認められる場合は，保護者と連携協議を行い特別な指導を実施する。（違法行為であれば警察と連携する場合もある。）

- (1) 法令・法規に違反する行為
  - ① 暴力・威圧・強要行為
  - ② 飲酒・喫煙
  - ③ 窃盗・万引き
  - ④ 建造物・器物破損（修理等に係る費用は保護者に負担を求める場合がある。）
  - ⑤ 性に関するもの

- ⑥ 薬物等乱用
  - ⑦ 交通違反
  - ⑧ 刃物等所持
  - ⑨ その他法令・法規に違反する行為
- (2) 本規程や「豊っ子の約束」等に従わない行為
- ① いじめに該当する行為
  - ② カンニング
  - ③ 児童のみの遊技場の出入り
  - ④ 携帯電話の校内持ち込み
  - ⑤ 喫煙同席，喫煙準備行為（煙草等の所持）
  - ⑥ 家出及び深夜徘徊
  - ⑦ 無断アルバイト
  - ⑧ 暴走族等への加入
  - ⑨ 登校後の無断外出・無断早退・授業エスケープ
  - ⑩ 私語や立ち歩きなどによる授業妨害
  - ⑪ 指導に従わないなどの指導無視及び暴言や暴力等
  - ⑫ その他，学校が教育上指導を必要とすると判断した行為

**第2条** 特別な指導のうち，反省指導は次のとおりとする。

- (1) 説諭
- (2) 学校反省指導（別室反省指導，授業反省指導，奉仕活動等）
- (3) 家庭反省指導（※）

**第3条** 反省指導は，原則として学校反省とする。ただし，状況によっては保護者との連携・協議のもと，家庭反省（※）を行う場合がある。

- (1) 学校反省は登校させて通常の学校生活（授業等）で行う授業反省指導と他の児童とは異なる日程で別室で行う別室反省指導との2段階とする。
- (2) 別室反省は，教室以外の部屋で行いその他の児童への影響がないよう配慮する。
- (3) 別室反省後は，反省し，再度同様の行為を行わないことを家庭とともに確認してから学級に帰すこととし，学級に帰してからも2週間継続して様子を見る。
- (4) 反省指導期間中にある学校行事への参加は，別途協議する。
- (5) 内容によっては関係機関と連携する。

**第4条** 別室反省指導の期間は，問題行動の程度によって，別途協議して実施する。目安は，3日以内とする。

〔注〕 ※ については，週休日及び休日を活用して実施することができる。）